

1 2 障害者優先調達推進法について

障害者優先調達推進法については、昨年 4 月に施行されたところであるが、自治体によってその取組に大きな差が見られるところである。

各都道府県におかれては、より積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村、地方独立行政法人に対しても、積極的な取組を働きかけていただきたい。

(1) 調達方針の策定等について

① 調達方針の策定について

都道府県や市町村、地方独立行政法人については、障害者優先調達推進法第 9 条第 1 項において、調達方針を毎年度策定することが義務付けられている。しかしながら、平成 26 年 1 月時点においても、一部の県において調達方針が策定されていないほか、市町村及び地方独立行政法人における策定が進んでいない状況が見られるところであり、未作成の地方公共団体等に対し、直ちに策定されるよう、強く促していただきたい。さらに、調達方針の策定の有無等について把握していくので、ご留意いただきたい。

また、平成 26 年度の調達方針についても、今年度の調達状況を見込んだ上で、今年度中に策定されることが望ましいので、各都道府県においては自ら積極的な対応をいただくとともに、管内市町村等に対する周知徹底をお願いしたい。(関連資料① (74 頁))

② 調達実績の公表について (平成 25 年度分)

同法第 9 条第 5 項において、各地方公共団体等は、障害者就労施設等からの調達実績を毎年度とりまとめ、公表することとされている。平成 25 年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6 月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。

また、厚生労働省においても、各地方公共団体等における調達実績について把握することとしており、各都道府県における調達実績や調達事例等のほか、管内市町村等の調達実績等についても、各都道府県を通じて調査をお願いする予定であるので、ご協力をお願いしたい。(関連資料② (75 頁))

※ 平成 26 年度当初に調査を依頼し、本年 6 月末〆切を予定している。

(2) 障害者就労施設からの調達の促進について

① 全庁的な取組の推進について

地方公共団体における物品等の調達は様々な分野で行われるため、障害者就労施設からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけでなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要

であるが、未だ、同法の周知が調達を行う全ての部局に行き渡っていないところもあると聞いている。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めて全庁的に調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

② 共同受注窓口の設置・活用について

障害者優先調達推進法の基本方針においては、共同受注窓口については、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等からの調達となっている場合は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされている。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであるもので、未設置の県におかれては、積極的に体制整備を図っていただきたい。平成 26 年度の工賃向上計画支援事業費補助金においても、引き続き、新規での共同受注窓口の立上げ支援に係る経費を優先的に採択する方針であるので、未設置の県におかれては、活用をご検討いただきたい。

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等について、地方自治法施行令第 167 条の 2 及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているもので、参考にしていきたい。

③ 障害者就労施設の発注可能品目等に関する情報の提供について

各都道府県には、管内の障害者就労支援施設及び当該施設が受注可能な品目に関する情報をホームページ等に掲載していただくこととしているところであるが、未だその情報提供がなされていない県が見られるので、早期にリストを作成の上、情報提供をお願いしたい。

調達の促進を図るためには、調達を行う各部局に対し、発注先や発注可能品目に関する情報提供を行うことが有効であることから、事業所リスト及び発注可能品目リストを作成・更新することや当該リストに官公庁との契約実績を加えるなど、さらなる充実に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、これらの情報の把握については、共同受注窓口をはじめ、各地域における障害者団体等との意見交換なども大変有効であるので、ぜひとも実施をご検討いただきたい。

④ 官公庁における発注の参考事例について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託、イベント等で使用する備品や防災用品の購入などが挙げられる。

全国の発注事例について、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業において収集しているところであり、取りまとめ次第公表することとしているが、各都道府県、市町村等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

（３）その他

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 22 条においては、身体障害者の就業を支援する趣旨から国及び地方公共団体が設置する公共的施設等において設置の許可に努めることとされている。近年、売店に代わり自動販売機を設置する場合も多いと思われるが、その場合についても、身体障害者の就業を支援する同条の趣旨に反しない限りにおいて、設置が許されるべきものであるので、こちらの規定についても、他の取組と併せて御活用頂きたい。

（参考）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）（抄）

（売店の設置）

第二十二條 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。

3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

(関連資料①)

障害者優先調達推進法に基づく市町村の調達方針策定状況(都道府県別)
(平成26年1月6日時点)

	対象市町村	策定済み	策定割合
全国計	1,741	531	30.5%
北海道	178	24	13.5%
青森県	40	7	17.5%
岩手県	33	10	30.3%
宮城県	35	1	2.9%
秋田県	25	4	16.0%
山形県	35	1	2.9%
福島県	59	6	10.2%
茨城県	44	18	40.9%
栃木県	26	13	50.0%
群馬県	35	10	28.6%
埼玉県	63	32	50.8%
千葉県	54	25	46.3%
東京都	62	27	43.5%
神奈川県	33	13	39.4%
新潟県	30	4	13.3%
富山県	15	13	86.7%
石川県	19	2	10.5%
福井県	17	15	88.2%
山梨県	27	4	14.8%
長野県	77	27	35.1%
岐阜県	42	16	38.1%
静岡県	35	17	48.6%
愛知県	54	18	33.3%

	対象市町村	策定済み	策定割合
三重県	29	9	31.0%
滋賀県	19	10	52.6%
京都府	26	9	34.6%
大阪府	43	13	30.2%
兵庫県	41	16	39.0%
奈良県	39	6	15.4%
和歌山県	30	2	6.7%
鳥取県	19	12	63.2%
島根県	19	12	63.2%
岡山県	27	10	37.0%
広島県	23	7	30.4%
山口県	19	7	36.8%
徳島県	24	13	54.2%
香川県	17	4	23.5%
愛媛県	20	7	35.0%
高知県	34	2	5.9%
福岡県	60	17	28.3%
佐賀県	20	4	20.0%
長崎県	21	11	52.4%
熊本県	45	11	24.4%
大分県	18	15	83.3%
宮崎県	26	18	69.2%
鹿児島県	43	6	14.0%
沖縄県	41	3	7.3%

※ 障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

公表フォーマット(参考例)

平成25年度 〇〇県(〇〇市)(地方独立行政法人〇〇)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物 品								役 務								合 計 (物品+役務)		うち 随意 契約										
	① 事務用品 書籍	② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計		金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数
		金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数								
																						金額 (円)	件数						
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所								0														0							
								0														0							
共同受注窓口								0														0							
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体								0														0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の品目分類例を参照の上作成。

障害者就労施設等からの物品等の調達実績の報告様式(案)

(別紙)

【都道府県名】

都道府県名、市町村名 及び 地方独立行政法人	調 達 先	物 品										役 務										合 計 (物品＋役務)			うち 随意 契約					
		① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計		金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)					件数
□□県	a									0		0											0		0					
	b									0		0											0		0					
	c									0		0											0		0					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
□□市	a									0													0		0					
	b									0													0		0					
	c									0													0		0					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
□□町	a									0													0		0					
	b									0													0		0					
	c									0													0		0					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村合計	a									0													0		0					
	b									0													0		0					
	c									0													0		0					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立 行政法人名	a									0													0		0					
	b									0													0		0					
	c									0													0		0					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立 行政法人名	a									0													0		0					
	b									0													0		0					
	c									0													0		0					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政 法人合計	a									0													0		0					
	b									0													0		0					
	c									0													0		0					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計 (都道府県＋市町村＋地 方独立行政法人)	a									0													0		0					
	b									0													0		0					
	c									0													0		0					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※物品・役務の品目分類例、調達先の分類については、分類例を参照してください。
※市町村、地方独立行政法人の記入欄については必要に応じて行を追加してください。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、ブレンダー、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

1 3 訪問系サービスについて

(1) 重度訪問介護の対象拡大について

① 重度訪問介護従業者の研修について

重度訪問介護の対象拡大の施行に伴い、平成 26 年度より重度訪問介護従業者養成研修を見直し、主として行動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修として「行動障害支援課程（仮称）」を新たに設けることとしている。重度訪問介護に従事する者については、従来の肢体不自由者に対応する「基礎課程」「応用課程」「統合過程」又は行動障害を有する者に対応する「行動障害支援課程（仮称）」のいずれかを受講していればその要件を満たすこととなる。したがって、既に重度訪問介護に従事しているヘルパーは改めて研修を受講することなく行動障害を有する者の支援に従事することが可能であるが、利用者の状態に即した研修の課程を修了していることが望ましいことから、その旨を報酬告示の留意事項通知に盛り込む予定としている。

重度訪問介護従業者養成研修は、「居宅介護職員初任者研修等について（平成 19 年 1 月 30 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき、各都道府県において行っているところであるが、新たに設ける「行動障害支援課程（仮称）」についても、従前のおり同通知に基づき研修を実施する者の指定等を行っていただくこととなるので、ご了解願いたい。

また、本課程の内容は、平成 25 年度より実施している強度行動障害支援者養成研修と同様のものとするとしているので、都道府県におかれては、強度行動障害支援者養成研修の実施機関を含め、行動援護従業者養成研修の実施機関、その他適切に研修が実施できる機関を重度訪問介護従業者養成研修の実施機関に指定するなどご配慮願いたい。（関連資料①（85 頁））

なお、既に重度訪問介護従業者養成研修を実施する機関として指定を受けている事業者が新たに「行動障害支援課程（仮称）」も実施する場合は、改めて指定する必要はないが、都道府県に対してカリキュラム等の追加・変更の届出を行う必要があるため、その旨を周知いただきたい。

② 行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定について

行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定に際しては、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントを踏まえて障害特性や環境調整の必要性などが盛り込まれたサービス等利用計画が作成されていることが必要であり、そのために相談支援事業者を中心とした連携の下で、サービス担当者会議等において支援方法等を共有していただく必要があるため、その旨管内市町村及び相談支援事業者に周

知いただきたい。(関連資料②(86頁))

また、行動障害を有する者に対する重度訪問介護の報酬算定に当たっては、上記の取扱いを経た上で重度訪問介護を行った場合に所定単位数を算定できる扱いとするので、ご留意願いたい。

アセスメントの基本的な考え方については、関連資料③(87頁)に示すとおりであるが、平成25年度障害者総合福祉推進事業(実施団体:独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園)において作成された研修テキスト(近日中にのぞみの園のホームページに掲載予定)の中で標準的なアセスメント例が示されているところであるのでご活用願いたい。(関連資料④(88頁))

なお、アセスメントの基本的な考え方をお示しした通知を別途発出する予定であるので、ご了承ください。

③ 重度訪問介護の対象拡大に伴う行動援護の利用について

行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある。

行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、上記のアセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用を可能とする取扱いとすることとしているので、このような支給決定が円滑に行われるよう、ご配慮願いたい。

(2) 同行援護の従業者要件に係る経過措置について

居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者については、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす取扱いとしているところであるが、当該措置は平成26年9月30日までが期限となっている。

このため、各都道府県におかれては、この旨を管内の事業者にも周知するとともに、計画的に同行援護従業者養成研修を実施することにより、同行援護従業者の確保を図られたい。

なお、同行援護従業者の研修受講状況に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力願いたい。

(3) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成19年4月13日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ

支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、全ての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65 歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

障害者の中には、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や全身性障害などで介護保険制度が想定するサービス量を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

なお、このような重度の事例においても、状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて

ご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが 1 日に複数回提供される場合であっても 1 回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

④ 居宅介護におけるサービス 1 回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1 日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス 1 回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス 1 回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護 3 時間まで、家事援助 1.5 時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス 1 回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

また、平成 24 年 4 月より、利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、

居宅介護の家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまでどおり一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに変わりはないものである。

(4) 国庫負担基準の適切な適用について

国庫負担基準については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、各サービスの障害程度区分ごとに利用人数に応じて算定することとしているところであるが、重度障害者等包括支援の対象となる者については、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることとなっている。

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者の国庫負担基準	
区分 6	63,400 単位
介護保険対象者	32,060 単位

国庫負担基準の算定に当たっては、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市町村に周知いただきたい。

なお、平成26年度からは、障害支援区分における行動関連項目等の点数がシステム上で表示される仕様となるので、ご活用願いたい。

(5) その他

① 難病患者等の居宅介護等の利用について

平成25年度より、難病患者等については、障害者総合支援法の対象とされたところである。従来の難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していた市町村においては障害福祉サービスでの居宅介護の利用が見込まれるところであるが、難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していなかった市町村においても、居宅介護のニーズを把握するとともに、各都道府県におかれては、衛生部局とも連携の上、管内市町村及び医療機関等の関係機関に対しても周知を図るなどの配慮をお願いする。

② 障害支援区分への見直しに伴う行動援護の基準の変更について

障害支援区分への見直しに伴い、行動援護及び重度障害者等包括支援の行動関連項目に関する基準を、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とすることとしている。これに伴い、生活介護の人員配置体制加算等の対象者となる基準についても変更となるのでご留意願いたい。(関連資料⑤(89頁))

なお、「介護給付費等の支給決定等について（平成 19 年 3 月 23 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、障害程度区分認定の有効期間を 3 年を基本とする取扱いは従前のおりであるが、従来の障害程度区分認定において行動援護等の基準に該当すると認められた者については、当該程度区分が有効である期間中は、これらの基準に該当するものとして取り扱うものであり、改めて区分認定を行う必要はないので、ご留意願いたい。

③ 行動援護従業者養成研修の見直しについて

行動援護従業者養成研修については、強度行動障害支援者養成研修の内容も活用しつつ見直しを検討することとしているが、具体的な見直しは平成 27 年度以降になることから、平成 26 年度においては従来のカリキュラムにより行動援護従業者養成研修を実施されたい。

「重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(仮称)」
及び「強度行動障害支援者養成研修」のカリキュラム

科目名	時間数	内容	
【講義】	6		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	・ 本研修の対象となる行動障害 ・ 強度行動障害の定義 ・ 強度行動障害支援の歴史的な流れ ・ 知的障害／自閉症／精神障害とは ・ 行動障害と家族の生活の理解 ・ 危機管理・緊急時の対応
		②強度行動障害と医療	・ 強度行動障害と精神科の診断 ・ 強度行動障害と医療的アプローチ ・ 福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識	3.5	③強度行動障害と制度	・ 自立支援給付と行動障害 / 他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
		④構造化	・ 構造化の考え方 ・ 構造化の基本と手法 ・ 構造化に基づく支援のアイディア
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	・ 支援の基本的な枠組み ・ 支援の基本的なプロセス ・ アセスメント票と支援の手順書の理解 ・ 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
		⑥虐待防止と身体拘束	・ 虐待防止法と身体拘束について ・ 強度行動障害と虐待
		⑦実践報告	・ 児童期における支援の実際 ・ 成人期における支援の実際
【演習】	6	内容	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	・ 情報の入手とその方法 ・ 記録とそのまとめ方と情報共有 ・ アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	②固有のコミュニケーション	・ 様々なコミュニケーション方法 ・ コミュニケーションの理解と表出 ・ グループ討議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	・ 感覚・知覚の特異性と障害特性 ・ 行動障害を理解する氷山モデル ・ グループ討議／まとめ
合計	12		

重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・ 行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

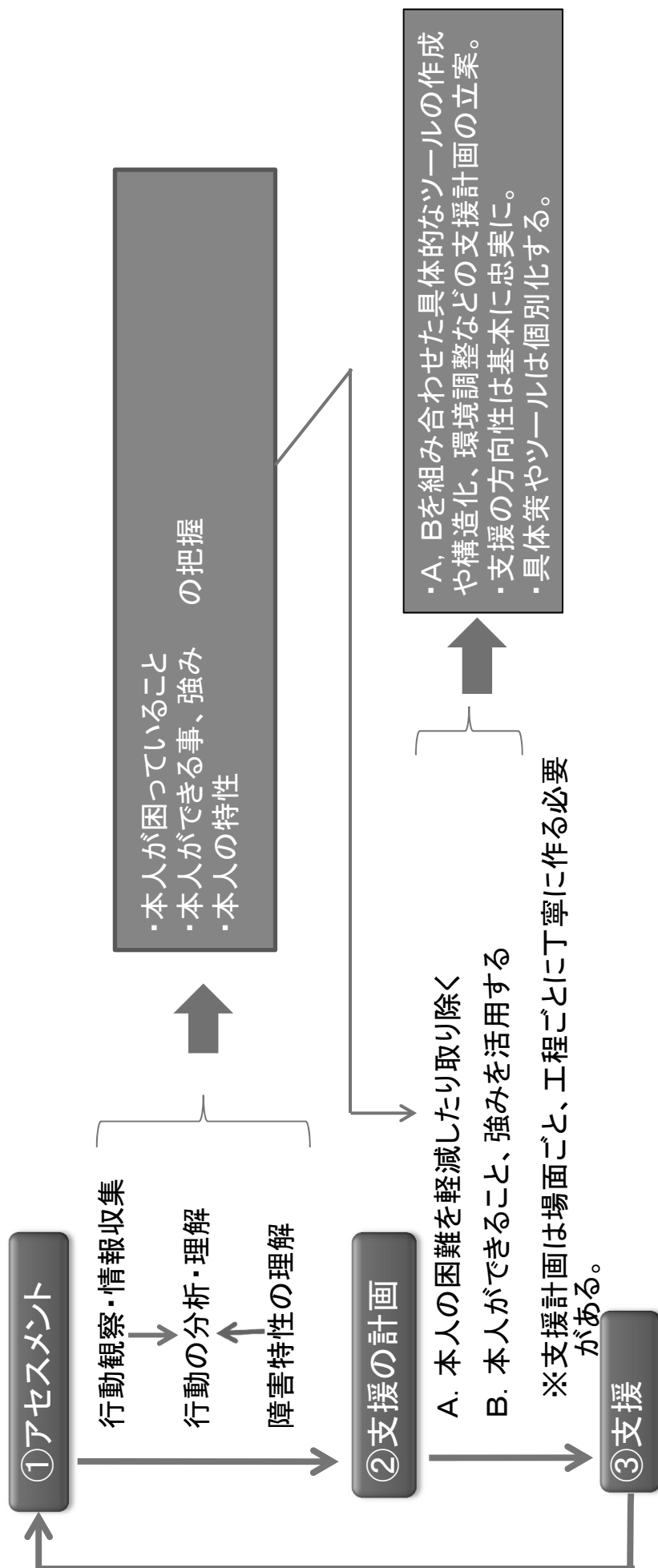
支援の流れ(イメージ)



※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合には、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス

- ・問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等については、以下のプロセスにより行う。
- ・この支援計画に基づき、すべての事業者が支援方針や支援方法を共有する。



支援計画シート 氏名(高崎のぞむ) 支援計画者(〇〇〇〇)			
インテーク (情報の収集・整理) 情報 (見たこと、聞いたこと、資料などから)		アセスメント (評価)	
		理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)
		生物的なこと (疾患や障害、気質など)	対応・方針 (やろうと思うこと)
● 26歳男性 自閉症 重度知的障害 ● 身長172センチ 体重105キロ ● 高等部卒業後8年間で45キロ体重増加 ● 高血圧 (100 - 160) ● 14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている ● その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している ● 子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌 ● 外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし		● 中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症 ● 生活習慣病の対策が必要 ● 健康・衛生に配慮した詳細な援助は行いつらい ● とつさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり ● 女性や子どもの甲高い声は嫌い ● 混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続く、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり	○ ① ダイエットと生活習慣病予防 ○ ② 支援付きの外出手段の確保
● DVDカセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰作業など、単純な工程の仕事が可能 ● 書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい ● 個別化された作業環境だと、一度に20分くらいによっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能 ● 休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっている場合が多い ● 静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻繁に静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる ● 写真を使った指示で活動がいくつかが理解できている ● ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることもあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある ● 入浴や歯磨(うがい)きが1時間以上たっても終わらないことが多々見られる ● 2か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大けがを負う(その後休日のドライブが行けていない)		● 一人で行う作業や自立課題は20分程度集中して取り組む ● とつさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等に表れる) ● 周囲の人のとつさの動きに反応し混乱することがある ● 刺激が少ない場所で、一人でいることを好むが、30分以上続くと混乱することがある ● 笑顔や人とのかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない ● 歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない	○ 1日に作業1種類、自立課題6種類を準備 ○ 1日単位の個別のスケジュールを当面固定 ○ スケジュールの伝達方法を調整 ○ スケジュールの提示場所は静養室 ○ 3つ程度の活動を写真・カードで提示 ○ 静養室の休憩時間の終わりはタイマー ○ スケジュール変更時に家庭に連絡 ○ 家庭での影響を確認
● 社会的なこと (家庭、施設・学校、地域資源など) ● 両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間の生活を続けることの困難さを感じている ● 家庭以外での外泊経験は15年以上経験していない ● 2年を目処に複数箇所のケアホームの設置が検討されている(行動障害対応が可能か不確定)		● 定期的なショートステイの利用	○ 月に2回(各1泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整) ○ 曜日の固定 ○ 他の利用者との調整 ○ 宿泊時に必要なものを確認 ○ 夜間・早朝のスケジュール確認 ○ 最初の実施日

障害支援区分への見直しに伴う行動援護に関する基準の見直しの概要

1. 現行の基準
○ 行動関連項目：認定調査項目のうち行動に関する11項目＋てんかん(12項目) ○ 基準点：各項目ごとに0～2点の重みづけを行い、合計点8点以上
2. 見直しの内容

- (1)障害支援区分への見直しの影響
 - ① 認定調査における行動障害の評価の変更
 - 「現在の環境で行動上の障害が現れたかどうかに基づき判断」
 - 「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断」
 - ② 調査票の選択肢の変更
 - 「大声・奇声を出す」、「突発的な行動」の2項目において、「日に頻回」が削除され、「ほぼ毎日」が最上位となる。
- (2)影響度合い

障害支援区分のモデル事業と同様の調査手法で収集したデータ（平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム」及びテキストの開発について）（独立行政法人国立のぞみの園）における調査データ）222件を分析したところ次の通り。

【現行の8点以上の者(124件)の評価の平均】
(現行)12.6点 → (見直し後)14.5点 [+1.9点]
※うち、現行8点～10点の者については平均 [+2.9点]

(3)見直し内容

項目については、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とする。

①コミュニケーション ②説明の理解 ③異食行動 ④多動・行動の停止 ⑤不安定な行動 ⑥自らを傷つける行為

⑦他人を傷つける行為

⑧不適切な行為

⑨大声・奇声を出す

⑩突発的な行動

⑪過食・反すう等

⑫てんかん

基準点：8点以上→10点以上

- (4)その他
 - ① 現行の障害程度区分の認定に基づき行動援護の基準を満たすものとされた者については、別途経過措置を講ずるものとする。
 - ② 行動援護以外で同様に行動関連項目の基準を引用している場合についても同様の取扱いとする。
 - ③ 平成26年度に障害支援区分施行後の行動関連項目の基準点に関する影響度合いを確認する。

厚生労働省告示第543号別表第二の改正案

行動関連項目	0点			1点		2点	
	1. 日常生活に支障がない			2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる		4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない	
説明の理解	1. 理解できる			2. 理解できない		3. 理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほほ毎日(週5日以上)の支援が必要	
異食行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほほ毎日(週5日以上)の支援が必要	
多動・行動停止	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほほ毎日(週5日以上)の支援が必要	
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほほ毎日(週5日以上)の支援が必要	
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほほ毎日(週5日以上)の支援が必要	
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほほ毎日(週5日以上)の支援が必要	
不適切な行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほほ毎日(週5日以上)の支援が必要	
突発的な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほほ毎日(週5日以上)の支援が必要	
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要		5. ほほ毎日(週5日以上)の支援が必要	
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上		3. 週に1回以上	

1 4 障害児支援について

(1) 平成 26 年度予算案における障害児支援関連事項（多子軽減措置等）について

平成 26 年度予算案における障害児施設措置費・給付費については、障害児支援の利用が大幅に伸びていることや、消費税増税に伴う影響を踏まえ、全体として 897 億円（対前年度予算額 226 億円増、伸び率 33.7%）を計上したところである。

また、平成 26 年 4 月から、障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に保育所等に通い又は障害児通所支援を利用する児童がいる場合、利用者負担を軽減する措置（多子軽減措置）を導入する予定としている。具体的な手続等は「就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について」（平成 26 年 1 月 10 日付事務連絡）でお示ししているので、準備に遺漏の無いようお願いしたい。（関連資料①（95 頁））

このほか、平成 25 年度に国家公務員給与の削減措置に準じて減額していた障害児施設措置費における公立施設の事務費保護単価について、平成 26 年度には減額の終了に伴い交付要綱の改正を行う予定としている。

(2) 重症心身障害児者の地域生活支援について

平成 24 年度より、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る重症心身障害児者の地域生活モデル事業を実施し、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について先進的な取組を行う団体等に対する助成等を行い、重症心身障害児者の地域支援の向上を図っているところである。

平成 25 年度は 5 団体により事業を実施しており、各団体から今年度中に提出される報告を踏まえ、有識者等の検討委員会による報告書を取りまとめ、公表する予定としている。（関連資料②（96 頁））

報告書については、各地における在宅重症心身障害児者の地域生活支援に幅広く活用されるよう、具体的なノウハウをわかりやすく、ポイントを提示しながらまとめる方向で検討している。各地方公共団体においては、平成 24 年度の報告書と併せてその内容を参考としていただくとともに、管内の関係機関や関係団体等に周知していただき、在宅の重症心身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

なお、平成 26 年度は、「発達障害者支援開発事業」と統合し、「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業」として実施することとしているが、引き続き 5 団体を公募により選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しすることとしている。

(3) 障害児支援の在り方に関する検討会等について

障害児支援については、平成 24 年 4 月に施行された改正児童福祉法等により、障害種別ごとに分かれていた障害児支援の体系を再編・一元化するとともに、障害児通所支援の実施主体を市町村へと移行することで、障害児が身近な地域で支援を受けられる仕組みとしたところであるが、施行からほぼ 2 年が経過し、種々の課題も指摘されているところである。

このため、平成 26 年 1 月 31 日より、関係団体や有識者等からなる「障害児支援の在り方に関する検討会」を開催しており、「児童発達支援センターの地域支援機能」の在り方、「その他の障害児通所支援」「障害児入所支援」など、今後の障害児支援の在り方について検討を進めることとしている。

今後、今年の夏頃を目途に議論のとりまとめを行っていただく予定である。
(関連資料③ (99 頁))

また、これまでの障害福祉計画に係る基本指針における障害児支援に関する計画については、第 3 期計画（平成 24 年度～平成 26 年度）の指針において、策定することが望ましいとしていたが、具体的な内容に関しては定めていなかったところである。今般、子ども・子育て支援法が制定され、今後、これに基づいて都道府県・市町村の計画が作成されることとなり、その中で障害児支援についても言及されること等を踏まえ、第 4 期計画（平成 27 年度～平成 29 年度）に係る基本指針では、障害児支援についても具体的に言及し、可能な限り障害福祉サービスに係るものと同様に、必要量の見込や体制整備の検討等を行っていただくこととしている。各自治体においては、障害児から障害者への切れ目の無い支援体制の構築を図るために、障害児支援の体制の整備に係る計画の積極的な作成をお願いする。(関連資料④ (101 頁))

(4) 障害児入所施設の移行状況等について

障害児入所施設の移行予定状況等については、平成 24 年 12 月 1 日時点における状況を調査し、昨年 2 月の障害保健福祉関係主管課長会議においてお示したところであるが、改めて平成 25 年 12 月 1 日時点における状況を調査したところ、大部分の施設は方向性を決定しているが、福祉型で 45 か所、医療型で 22 か所の施設が未定となっている。また、方向性が決定してる施設についても、実際に移行が完了したところの一部にとどまっている。

また、併せて障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の利用状況について調査を実施したところ、以下のとおりとなった。(関連資料⑤ (104 頁))

① 障害児入所施設の移行予定状況等について (H25.12.1 現在)

- ・福祉型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総 数	283 か所 (62 か所)
(ア) 障害児入所施設として継続	176 か所 (43 か所)
(イ) 障害児支援施設に転換	9 か所 (1 か所)

(ウ)障害児及び障害者施設を併設	53 か所 (18 か所)
(エ)未定のもの	45 か所

・医療型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総 数	255 か所 (87 か所)
(ア)障害児入所施設として継続	52 か所 (21 か所)
(イ)障害児支援施設に転換	0 か所 (0 か所)
(ウ)障害児及び障害者施設を併設	181 か所 (66 か所)
(エ)未定のもの	22 か所

②障害児入所施設等の利用状況（H25.12.1時点）

総人数（児者併設施設（※）を含む） 27,133 人

・うち、児童 9,373 人

・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用 1,381 人

・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護） 16,281 人

・うち、その他 98 人
（内訳）

○福祉型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数

8,666 人

・うち、児童 5,763 人

・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者 915 人

・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護） 1,969 人

・うち、その他 19 人

○医療型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数

11,894 人

・うち、児童 2,538 人

・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者 345 人

・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護） 8,963 人

・うち、その他 48 人

○指定医療機関（児者併設施設（※）含む）利用者数 6,573 人

・うち、児童 1,072 人

・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者 121 人

・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護） 5,349 人

・うち、その他

31 人

※：障害児入所施設の基準を満たすことをもって、障害福祉サービスの基準を満たしているものとみなされている障害児入所施設と障害者支援施設を併設している施設

③障害児通所支援事業所の利用状況（H25.12.1時点）

	か所数	利用者数
総 数	7,719 か所	83,379 人
・福祉型児童発達支援センター	411 か所	14,133 人
・児童発達支援事業所	2,589 か所	20,499 人
・医療型児童発達支援センター	103 か所	1,944 人
・放課後等デイサービス	4,149 か所	45,874 人
・保育所等訪問支援	467 か所	929 人

児童発達支援センター等における利用者負担の多子軽減措置について

- **平成26年度予算案において、兄・姉が保育所、幼稚園等に通っている児童発達支援センター等の利用者の負担軽減措置（多子軽減措置）に係る費用を計上。**

* 現行制度の概要

（保育所）兄・姉が就学前（保育所、幼稚園等に通っている）の場合には、徴収金が第2子目は半額、第3子目はゼロ。

（幼稚園）利用世帯については費用徴収額の設定ではなく利用費助成の形で構成。

兄・姉が就学前の場合には、第2子目は所得層によっては半額、第3子は全階層でゼロ。

（* 幼稚園の場合には、兄・姉が小学校3年までの場合も所得層によっては軽減あり。）

- **想定している仕組みの概要は、次のとおり。**

- （1）児童発達支援センター等を利用して障害児の利用者負担についても、保育所と同様に第2子目半額、第3子目以降ゼロとする。
- （2）実施時期は平成26年4月。当面は償還払いによる対応を想定しているが、システム改修を経た上で、システムを介して事業所に支払う形とする予定。

⇒ **各都道府県・市町村においては、軽減対象となる児童数の把握等の準備に遺漏のないようお願いしたい。**

平成25年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業 実施団体名簿

法人名	施設名	所在地	特徴
社会福祉法人 北海道療育園	北海道療育園	北海道 旭川市	過疎遠隔地支援など
社会福祉法人 愛徳福祉会	大阪発達総合療育セン ターフェニックス	大阪府 大阪市	長期NICU入院児に対する後 方支援システム構築など
社会福祉法人 びわこ学園	びわこ学園障害者支援セ ンター	滋賀県 野洲市	ケアホームにおける重症児の 生活支援など
社会福祉法人 旭川荘	南愛媛療育センター	愛媛県 北宇和 郡	基礎自治体での支援体制の充 実など
社会福祉法人 三篠会	重症児・者福祉医療施設 鈴が峰	広島県 広島市	実態調査とチームアプローチ構 築など

(関連資料②)

平成25年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業検討委員会について

目 的

重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、総合的な地域支援体制を整備し、地域生活支援の向上を図ることを目的として実施される「平成25年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業」について、課題及び先駆的な取組を評価し、全国展開をする上での具体的方策を検討する。

構 成

地域における重症心身障害児（者）支援に携わる関係団体等から構成

事 務

- ・モデル事業の適切な遂行に資するための指導・助言に関すること
- ・モデル事業の事業実績の評価及びモデル事業の成果を踏まえた全国展開に関すること 等

開催回数

年3回程度を予定

委 員

氏 名	所 属	氏 名	所 属
岩城 節子	全国重症心身障害児（者）を守る会 理事	中川 義信	国立病院機構 香川小児病院 院長
大塚 晃	上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 教授	福岡 寿	日本相談支援専門員協会 副代表
杉野 学	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会 会長	松葉佐 正	日本重症心身障害福祉協会 理事
田中 道子	訪問看護財団立あすか山訪問看護ステーション 所長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会 副会長
田村 和宏	全国重症心身障害児者通園事業施設協議会 幹事長	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長
田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター小児科 教授		

平成24年度 重症心身障害児者の地域生活モデル事業結果報告書（概要）

- 重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、医療型障害児入所施設等を中核として関係する分野との協働による支援体制を構築すること等による総合的な地域生活支援の実現を目指し、モデル事業を実施。
- 平成24年度に採択された5団体が取り組んだ実例の報告をもとに、重症心身障害児者の地域生活を支援する体制をつくる上で特に留意すべき点が下記のとおりまとめられている。

現状等の共有

① 地域の現状と課題の把握

- ・地域の重症心身障害児者の実情を把握
- ・利用できる地域資源の把握

→ 課題の明確化

幅広い分野にわたる協働体制の構築

② 協議の場の設定

- ・目的に沿って有効な支援を図ることができるような構成員を選定（当事者、行政、医療、福祉、教育等関係機関等）
- ・検討内容は、実情把握、地域資源の評価、必要な支援体制の構築、運営、評価、改善
- ・各分野の共通理解・協働→効果的支援につながる

③ 地域生活を支援するためのコーディネートの方

- ・協議の場とコーディネートする者の役割の明確化
- ・福祉と医療に知見のある者を配置（相談支援専門員と看護師がペアを組む等）の対応も
- ・②の協議の場の活用も有効
- ・課題にそって業務を具体化

④ 協働体制を強化する工夫

- ・支援の届かない地域の施設等との相互交換研修や、医療職を派遣しての研修実施
- ・②の協議の場における構成員の役割分担化と連携
- ・職員の資質向上（実技研修が有効）

⑤ 地域住民啓発

- ・講演会、施設見学 等

具体的な支援の取組：好事例集

⑥ 重症心身障害児者や家族に対する支援

- ・「アセスメント」「計画支援」「モニタリング」 ★ツール1
- ・インフォーマルな支援環境の整備<例：テレビ電話等の利用（北海道療育園）、ひよこの会（下志津病院）、きょうだいキャンプ（全国重症心身障害児（者）を守る会）>
- ・ライフステージに応じた支援（必要とする支援の変化に対応）
乳幼児期（退院時）→乳児期→学齢期（小学校入学頃）
→学齢期（高校卒業頃）→青年期→壮年期 ★ツール2

⑦ 病院から退院して在宅移行する重症心身障害児とその家族への支援

- ・病院からの退院支援 ★ツール3
 - <退院後の生活に関する病院と家族の意識の違いを埋める>
- ・病院退院後のニーズと支援
 - <退院後の訪問看護等ニーズに対応>
- ・相談支援事業所、訪問看護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等の支援と連携

モデル事業団体の報告書に添付されているツールの例

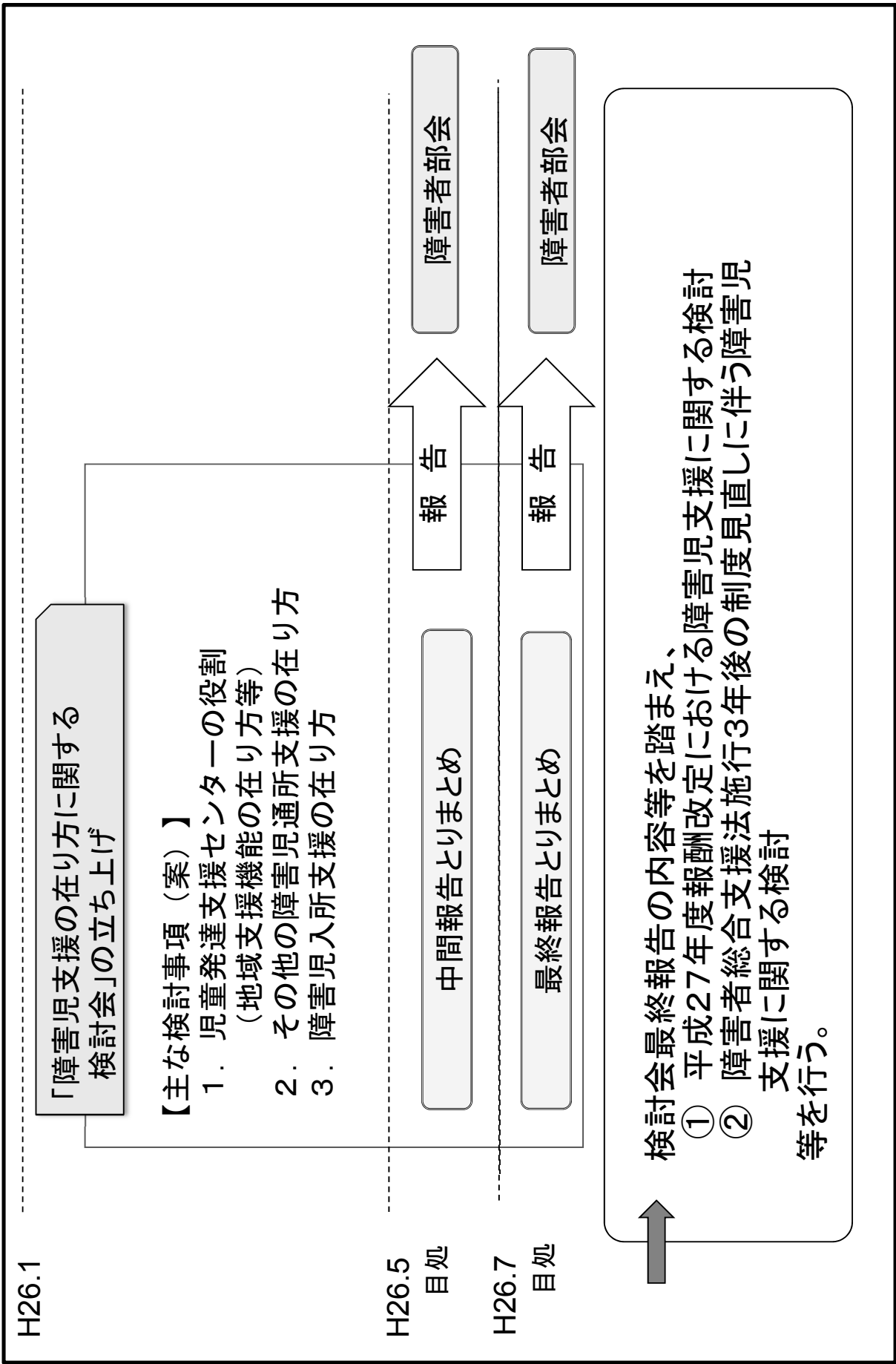
- ★1 『重症心身障害児者のアセスメントシート』（甲山福祉センター）
- ★2 『重症心身障害児者のライフサイクル別検討シート』（全国重症心身障害児（者）を守る会）
- ★3 『NICUから地域移行に向けての支援ガイド』（甲山福祉センター）

* 平成24年度採択

団体

- ・北海道療育園
- ・国立病院機構（下志津病院）
- ・全国重症心身障害児（者）を守る会
- ・甲山福祉センター
- ・久留米市介護福祉サービス事業者協議会

今後の障害児支援の在り方に関する検討の進め方について



障害児支援の在り方に関する検討会 構成員名簿

朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会副会長
石橋 吉章	一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会理事
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長
大塚 晃	上智大学総合人間科学部教授
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟理事長
岡田 喜篤	公益社団法人日本重症心身障害福祉協会理事長
柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部教授
片桐 公彦	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク事務局長
加藤 正仁	一般社団法人全国児童発達支援協議会会長
佐藤 進	埼玉県立大学名誉教授
高木 正三	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会理事
田中 齋	公益財団法人日本知的障害者福祉協会副会長
田中 正博	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
田畑 寿明	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会事務局次長
柘植 雅義	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所教育情報部上席総括研究員
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授
松浦 加代子	滋賀県湖南市健康福祉部社会福祉課発達支援室長
宮田 広善	一般社団法人全国児童発達支援協議会副会長
渡辺 顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部教授

(50音順、敬称略)

平成 26 年 1 月 24 日開催 社会保障審議会障害者部会（第 55 回）資料

⑦ 障害児支援：基本指針への記述のポイント（案）

* 現行指針では、根拠法が異なることから、児童福祉法に基づく障害児支援（児童発達支援センター、障害児入所支援等）への言及は限られている。一方、今後、子育て支援全体に関して子ども・子育て支援法に基づく都道府県・市町村の計画が作成され、その中で障害児支援について言及されること等も踏まえ、新しい指針では障害児支援についても言及し、利用児童数の見込み等を定めることとしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

- (1) 子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念を記載する。
- (2) 障害児について、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保することを記載する。
- (3) 共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障害児及びその家族に対して身近な場所で提供する体制の構築が重要であることを記載する。

2. 障害児支援の体制整備の方向性等として記載する事項

- (1) 障害児支援についての記載は義務的な形にはならないこと（*後述）、子育て支援そのものを取り巻く状況について地域によって大きな違いあることを踏まえ、基本指針において一律に「成果目標」を示すことは行わない。
- (2) 一方、児童福祉法に定める次の 6 つの支援類型及び障害児相談支援の利用児童数等を「活動指標」とし、各市町村において、地域における児童数の推移等を踏まえて見込みをたてるよう努めるものとする。各市町村及び各市町村の状況を集約した都道府県においては、必要に応じて各支援の確保策を定めるよう努めるものとする。

サービスの種類	現に利用 している障 害児の数	障害児等 のニーズ (*1)	平均的な 一人当た り利用日 数	地域にお ける児童 数の推移	保育所等 での障害 児の受入 状況	入所施設か ら退所後に 利用が見込 まれる障害 児の数
児童発達支援、放課後 等デイサービス、保育 所等訪問支援、医療型 児童発達支援の利用児 童数、利用日数	○	○	○	○	○	○
障害児相談支援の利用 児童数		○(*2)				
障害児入所施設(福祉 型、医療型)の利用児 童数	○	○		○		

(*1) 各都道府県・市町村においては、障害児支援に関するニーズ調査についても、障害福祉計画の作成に先立ち、障害福祉サービス等へのニーズ調査に併せるなどして実施することが望ましいことを記載

(*2) 障害児通所支援の利用児童数を見込む

(3) その他、障害児支援のための基盤整備を進める上で重視すべき事項について、各都道府県・市町村は次のとおりのポイントで定めるよう努めるものとする。

- ① 児童発達支援センター・障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備
 - ・ 児童発達支援センター・障害児入所施設の専門的機能の強化、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等との連携等について記載する。
 - ・ 児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援等の実施、障害児入所施設におけるショートステイや親子入所の実施等について記載する。
- ② 子育て支援に係る施策との連携
 - ・ 障害児支援の体制整備にあたっては子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健等との十分な連携を図ること、このために各都道府県・市町村内で障害児支援担当部局と子育て支援担当部局との連携体制を確保することについて記載する。
- ③ 教育との連携
 - ・ 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図ること、このため各都道府県・市町村内で障害児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保することについて記載する。

- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・ 重症心身障害児など医療的ケアが必要な障害児に対する支援の基盤整備強化、福祉、医療、教育などの協働による総合的な支援体制の構築等について記載する。
 - ・ 虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を推進することについて記載する。
- ⑤ 障害児通所支援・入所支援の一体的な方針策定
- ・ 都道府県が、通所支援の広域的な調整と入所支援の体制整備の双方の視点から、障害児入所支援の必要な量の見込及びその量の確保策を含めた一体的な方針策定を行う必要があること等について記載する。

3. その他

(1) 障害福祉計画における位置づけ

- ① 障害児から障害者へと切れ目の無い支援体制の構築が重要であること、障害児についても一部の障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等）を利用することができること等を踏まえると、障害福祉サービスの提供体制を確保する上では、障害児支援の体制についてもあわせて検討することが重要である。
- ② したがって、障害福祉計画において定めるよう努めるものとされている「その他の関係機関との連携（法第88条第3項第2号又は法第89条第3項第4号）」の一環として、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の体制整備に関する方向性等を障害福祉計画と一体のものとして都道府県・市町村において作成することを想定し、関係する事項を基本指針に記載する。

(2) 子ども・子育て事業計画との関係

- ① 都道府県及び市町村が障害福祉計画を定めるに当たっては、現在定められている障害者計画、地域福祉計画等に加えて、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」とも調和が保たれたものとする必要がある旨を追記する。

都道府県・指定都市・児相設置市	福祉型障害児入所施設											医療型障害児入所施設												
	(1)施設の移行の方向性が決定						(2)施設の移行の方向性が未定		(3)施設の移行が終了している(新設含む)			(1)施設の移行の方向性が決定						(2)施設の移行の方向性が未定		(3)施設の移行が終了している(新設含む)				
	施設数 総数(A)	施設の移行予定状況			定員数 (人)	施設数	定員数 (人)	施設数 総数(A)	施設の移行予定状況			定員数 (人)	施設数 総数(A)	施設の移行予定状況			定員数 (人)	施設数	定員数 (人)	施設数 総数(A)	施設の移行予定状況			定員数 (人)
		(A)のうち障害児入所施設として継続	(A)のうち障害児及び障害児支援施設に転換	(A)のうち障害児及び障害児支援施設を併設					(A)のうち障害児入所施設として継続	(A)のうち障害児支援施設に転換	(A)のうち障害児及び障害児支援施設を併設			(A)のうち障害児入所施設として継続	(A)のうち障害児支援施設に転換	(A)のうち障害児及び障害児支援施設を併設					(A)のうち障害児入所施設として継続	(A)のうち障害児支援施設に転換	(A)のうち障害児及び障害児支援施設を併設	
1 北海道	6	4	1	1	241			7	5	1	1	207	4				4	736	2	360	1	1		80
2 青森県	3	3			80	4	210						4	1		3	212			2			2	168
3 岩手県	1	1			40	4	160						5	1		4	370			5	1		4	370
4 宮城県						1	10													1			1	120
5 秋田県	5	2	2	1	190	1	10						2	2			260							
6 山形県	3	3			90								1	1			60							
7 福島県	1			1	80			8	8			260	2			2	92			3	1		2	280
8 茨城県	9	8	1		300								4			4	270	1	160					
9 栃木県	4			4	130								5	1		4	380			1	1			30
10 群馬県	4	3	1		144			1	1			40	4			4	381	2	110	4			4	381
11 埼玉県	5	3	2		245	1	25													8	1		7	743
12 千葉県	7	7			351	2	50													2	1		1	190
13 東京都	8	7		1	596	1	30						8			8	1,051	3	310	1			1	40
14 神奈川県	5	5			290			2	2			60	3			3	160							
15 新潟県	3	3			45	3	95	2	1		1	71	3			3	325							
16 富山県	2	2			100			2	2			100	4	1		3	327			4	1		3	327
17 石川県	1	1			10								1			1	50							
18 福井県								2	1		1	35	3	1		2	250							
19 山梨県						1	70											2	206					
20 長野県								1		1	30									5			5	453
21 岐阜県	2	2			90								2	2			268							
22 静岡県	7	7			292								2			2	130							
23 愛知県	9	4		5	461			9	4		5	461	3	2		1	470			3	2		1	470
24 三重県	1	1			30	3	123						5	2		3	306							
25 滋賀県	2	2			160								3			3	326							
26 京都府	1			1	40								3	1		2	330							
27 大阪府	7	7			326								4	1		3	630	1	100					
28 兵庫県	3	2		1	96	4	160						3			3	290			3			3	540
29 奈良県	5	5			159								5	1		4	363							
30 和歌山県	2	2			80			1	1			30	5	1		4	412			4			4	394
31 鳥取県								2	2			85								2	1		1	210
32 島根県	3	2		1	100	1	30	1			1	10							3	3				210
33 岡山県	1	1			40														1				1	120
34 広島県	5	3		2	111								6			6	415	3	192	1			1	120
35 山口県	3	1	1	1	120								3			3	300							
36 徳島県	2	2			80	1	50													3	1		2	308
37 香川県								2	2			56								2	1		1	240
38 愛媛県						5	140											4	320					
39 高知県	1			1	30	2	50						3	2		1	311							
40 福岡県	5	3		2	150			2	1		1	100	3	1		2	285			5	2		3	488
41 佐賀県	2	2			70			1	1			40								4			4	480
42 長崎県	3	3			120								1	1			60			4			4	510
43 熊本県	4	4			130			1			1	50	4	1		3	510			1			1	80
44 大分県	5	1		4	182								4			4	234							
45 宮崎県	3			3	85	2	110						3	1		2	305							
46 鹿児島県	4			4	170			4			4	52	2			2	28			2			2	420
47 沖縄県	3	3			62	1	40						6	2		4	560							
都道府県 計	150	109	8	33	6,116	37	1,363	48	31	1	16	1,687	123	26	0	97	11,457	18	1,758	75	17	0	58	7,772
48 札幌市	1	1			45			1	1			60						1	32	3	1		2	454
49 仙台市	1	1			60					1	1	65												
50 さいたま市								1																
51 千葉市													2			2	182							
52 横浜市	5	5			180								2			2	130							
53 川崎市	1	1			50													1	100					
54 相模原市								1	1			40	1			1	60							
55 新潟市													1			1	120			1	1			50
56 静岡市								1	1			27								3	1		2	280
57 浜松市	2	2			70								2			2	262							
58 名古屋市	2	2			114			1	1			30	1	1			170							
59 京都市	3	1		2	120								2	1		1	125							
60 大阪市	6	6			315								4			4	160							
61 堺市																				1			1	50
62 神戸市	1	1			20	3	118						1			1	78							
63 岡山市	1	1			60	1	50	1			1	40	3	1		2	387							
64 広島市	1	1			45	3	100											1	100					
65 北九州市	2	2			90								1	1			80							
66 福岡市								3	3			102												
67 熊本市								3	2		1	170						1	1					86
68 横須賀市						1	40																	
69 金沢市								2	2			60								4	1		3	260
指定都市等 計	26	24	0	2	1,189	8	308	14	12	0	2	594	23	5	0	18	2,064	4	233	12	4	0	8	1,180
全国 計	176	133	8	35	7,285	45	1,071	62	43	1	18	2,281	146	31	0	115	13,521	22	1,991	87	21	0	66	8,952

障害児入所施設の利用状況

		数																							
		うち福祉型障害児入所施設										うち医療型障害児入所施設										うち指定医療機関			
		利用児 童数	特例 (18～19 歳)	障害福 祉サー ビス利 用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 童数	特例 (18～19 歳)	障害福 祉サー ビス利 用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 童数	特例 (18～19 歳)	障害福 祉サー ビス利 用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 童数	特例 (18～19 歳)	障害福 祉サー ビス利 用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)
1	北海道	1,431	26	1,066	0	1,564	20	345	19	85	0	388	12	754	6	672	0	816	5	332	1	309	0	360	3
2	青森県	508	9	265	5	670	14	216	9	34	5	290	7	124	0	67	0	212	5	168	0	164	0	168	2
3	岩手県	523	189	334	0	570	10	193	153	40	0	200	5	75	29	46	0	110	2	255	7	248	0	260	3
4	宮城県	129	0	124	0	130	2	10	0	8	0	10	1	0	0	0	0	0	119	0	116	0	120	1	
5	秋田県	390	22	99	0	460	8	183	21	94	0	200	6	50	0	5	0	100	2	157	1	0	0	160	0
6	山形県	87	0	5	0	150	6	54	0	5	0	90	3	30	0	0	0	60	1	3	0	0	0	0	2
7	福島県	496	46	217	0	712	14	204	35	0	0	340	9	94	5	38	0	172	3	198	6	179	0	200	2
8	茨城県	586	10	341	0	730	14	291	7	118	0	300	9	175	2	124	0	310	4	120	1	99	0	120	1
9	栃木県	504	14	351	0	510	9	130	7	66	0	130	4	296	7	217	0	300	4	78	0	68	0	80	1
10	群馬県	493	9	324	0	635	10	133	1	34	0	144	4	296	8	227	0	411	5	64	0	63	0	80	1
11	埼玉県	879	10	695	0	1,013	14	202	8	103	0	270	6	603	2	531	0	663	7	74	0	61	0	80	1
12	千葉県	593	14	230	0	541	10	258	8	17	0	351	8	123	5	36	0	50	1	212	1	177	0	140	1
13	東京都	1,163	75	648	47	2,137	23	502	67	133	0	626	9	576	5	442	47	1,401	12	85	3	73	0	110	2
14	神奈川県	439	20	267	0	550	9	210	15	66	0	290	5	137	1	131	0	160	3	92	4	70	0	100	1
15	新潟県	461	10	347	6	536	12	158	4	62	6	211	8	140	2	133	0	140	1	163	4	152	0	185	3
16	富山県	361	8	235	0	427	6	61	3	0	0	100	2	100	3	56	0	127	2	200	2	179	0	200	2
17	石川県	55	4	0	0	60	2	5	0	0	0	10	1	50	4	0	0	50	1	0	0	0	0	0	0
18	福井県	79	7	0	0	290	4	40	5	0	0	40	1	20	1	0	0	50	1	19	1	0	0	200	2
19	山梨県	240	16	152	0	276	4	55	6	7	0	70	1	65	2	40	0	80	2	120	8	105	0	126	1
20	長野県	459	3	287	19	500	8	29	2	2	0	30	1	158	0	39	0	190	4	272	1	246	19	280	3
21	岐阜県	113	7	0	0	358	4	79	6	0	0	90	2	34	1	0	0	268	2	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	328	15	79	0	415	9	218	7	6	0	292	7	31	6	15	0	43	1	79	2	58	0	80	1
23	愛知県	604	26	252	0	817	10	273	22	3	0	347	7	331	4	249	0	470	3	0	0	0	0	0	0
24	三重県	351	17	161	0	459	9	131	15	12	0	153	4	75	1	18	0	136	3	145	1	131	0	170	2
25	滋賀県	455	8	290	0	486	5	142	7	5	0	160	2	229	1	221	0	236	2	84	0	64	0	90	1
26	京都府	332	11	262	0	370	4	40	4	17	0	40	1	175	6	146	0	210	2	117	1	99	0	120	1
27	大阪府	1,040	17	719	2	1,116	13	270	4	89	0	326	7	712	13	574	0	730	5	58	0	56	2	60	1
28	兵庫県	1,068	25	810	1	1,086	13	257	16	67	1	256	7	605	8	548	0	620	4	206	1	195	0	210	2
29	奈良県	381	13	227	0	522	10	93	11	0	0	159	5	129	2	79	0	203	3	159	0	148	0	160	2
30	和歌山県	362	6	263	0	492	7	72	4	8	0	80	2	216	1	187	0	252	4	74	1	68	0	160	1
31	鳥取県	231	9	139	0	295	5	66	7	0	0	85	2	18	2	0	0	50	2	147	0	139	0	160	1
32	島根県	164	9	17	0	540	11	122	7	17	0	140	5	29	2	0	0	380	4	13	0	0	0	20	2
33	岡山県	151	18	102	0	160	2	35	3	1	0	40	1	0	0	0	0	0	0	116	15	101	0	120	1
34	広島県	782	11	597	0	838	15	112	5	41	0	111	5	367	6	271	0	387	7	303	0	285	0	340	3
35	山口県	388	5	285	0	420	6	109	4	47	0	120	3	81	0	57	0	100	1	198	1	181	0	200	2
36	徳島県	422	3	235	0	438	6	129	3	3	0	130	3	139	0	99	0	140	1	154	0	133	0	168	2
37	香川県	275	1	186	0	296	4	49	0	0	0	56	2	22	0	0	0	25	1	204	1	186	0	215	1
38	愛媛県	281	13	182	0	300	8	131	11	91	0	140	5	150	2	91	0	160	3	0	0	0	0	0	0
39	高知県	375	1	197	0	391	6	75	1	27	0	80	3	181	0	170	0	191	2	119	0	0	0	120	1
40	福岡県	711	38	419	0	1,023	15	196	26	41	0	250	7	447	2	378	0	573	6	68	10	0	0	200	2
41	佐賀県	536	118	412	3	550	6	60	54	6	0	70	2	238	45	190	0	240	2	238	19	216	3	240	2
42	長崎県	623	1	497	0	690	8	100	0	0	0	120	3	441	1	427	0	490	4	82	0	70	0	80	1
43	熊本県	763	7	426	0	770	10	134	4	6	0	180	5	397	3	340	0	430	3	232	0	80	0	160	2
44	大分県	565	19	359	0	616	10	160	16	59	0	182	5	208	0	106	0	234	4	197	3	194	0	200	1
45	宮崎県	411	10	246	0	500	8	143	6	37	0	195	5	148	3	98	0	185	2	120	1	111	0	120	1
46	鹿児島県	871	241	630	0	972	12	313	142	171	0	352	8	364	76	288	0	420	2	194	23	171	0	200	2
47	沖縄県	574	7	428	0	662	10	88	4	17	0	102	4	351	3	278	0	400	4	135	0	133	0	160	2
都道府県 計		23,033	1,148	14,407	83	28,043	425	6,876	759	1,645	12	8,346	214	9,984	270	7,834	47	12,975	142	6,173	119	5,128	24	6,722	69
48	札幌市	516	9	320	0	606	6	108	5	0	0	120	2	408	4	320	0	486	4	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	121	5	75	0	430	5	25	4	7	0	120	2	66	0	42	0	230	2	30	1	26	0	80	1
50	さいたま市	61	4	0	0	65	1	61	4	0	0	65	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	171	3	83	0	182	2	0	0	0	0	0	0	171											